

公認会計士試験制度改革に向けた具体的提言

平成 22 年 5 月 17 日
日本公認会計士協会

(前提)

1. 公認会計士資格は国際的な資格であり、我が国の公認会計士制度が国際競争にさらされていることを強く認識する必要がある。我が国の資本市場及び公認会計士制度の国際競争力維持していくためにも、公認会計士試験及びその後の育成過程は、国際的な教育基準が求める諸要件に準拠したものである必要がある。
2. 公認会計士試験は、資格独占業務である監査証明業務を担う「公認会計士」を継続的に輩出することを最終目的とするものでなければならない。
3. 資格独占業務である監査証明業務を担う者が育成されるためには、監査実務の経験が不可欠であり、公認会計士試験は一定の監査実務経験を経た後に実施される必要がある。
4. 公認会計士試験の前段階に、会計の専門的知識を有する者を認定するための試験を設定する場合には、この段階の試験と公認会計士試験の最終目的が異なることを、受験者に十分周知する必要がある。

(公認会計士試験制度の概要) ※参考1参照

5. 「予備試験」、「公認会計士試験」の二段階の試験制度とする。
6. 「予備試験」の合格者は、一定の実務経験要件を具備した上で「公認会計士試験」を受験できるものとし、その合格者は登録することによって「公認会計士」となる。
7. 「予備試験」の合格者には、会計の専門的知識を有する者として、「准会計士」の資格名称を付与する。

(第一段階「予備試験」)

8. 特段の受験要件は設けない。
9. 予備試験は短答式試験とする。
 - ① 予備試験は連続した2日間で計 10 時間から 12 時間の試験時間とする。
 - ② 試験時間を倍増させることにより、出題数も相当数増加させ、基礎的ではあるがより広範な知識の習得と的確な判断が試される試験とする。
10. 予備試験の試験範囲は、次のとおりとする。
 - ① 会計・監査分野
財務会計論、管理会計論、監査論(企業の内部統制におけるITの基礎知識を含む。)
 - ② 経済・マネジメント分野

経済、経営、企業法規(会社法、税法の基礎を含む。)

11. 会計専門職大学院の修了者で、一定のレベルに達していることが確認された者には、予備試験において一定の配慮をする。
12. 予備試験合格者(免除制度を設ける場合には免除者を含む。以下同じ。)には、「准会計士」の資格名称を付与する。
なお、准会計士の日本公認会計士協会への加入は任意とする。
13. 予備試験の合格者は、毎年 1500 名から 2,000 名と想定する。
なお、公認会計士となるために不可欠な監査実務経験は、監査業界が提供することになるが、その受入可能な規模は、現状毎年 1,300 名から 1,600 名と想定される。
仮に、会計の専門的知識を有する者としての「准会計士」への増大するニーズを背景にその合格者数の拡大を図る場合には、受験者への試験制度の十分な説明とその合格者の一般企業等における受入の十分な体制整備が必要である。※参考 2 参照

(第二段階「公認会計士試験」)

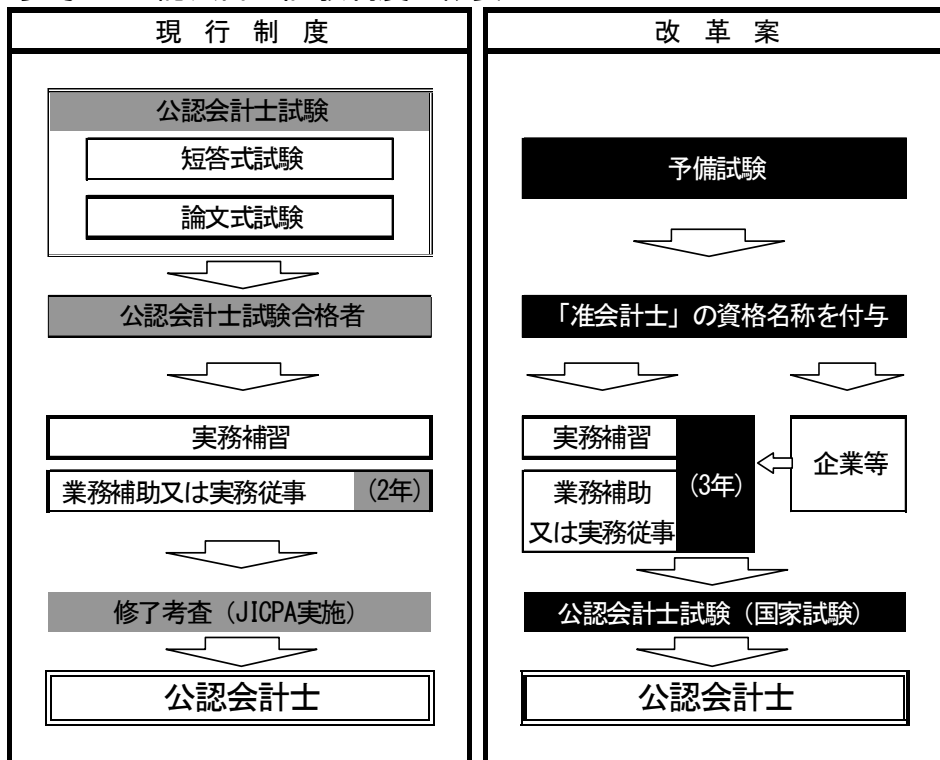
14. 予備試験合格者で、次の実務経験要件を具備した者が受験できるものとする。
 - ① 3年間の業務補助又は実務従事
 - ② 1年間の実務補習なお、業務補助又は実務従事と実務補習の期間の重複を認めるものとする。
また、実務補習においては、公認会計士としての心構えやコミュニケーション能力の向上につながる指導を実施する。
15. 公認会計士試験は論文式試験とする。
16. 公認会計士試験の試験科目は、次のとおりとする。
 - ① 会計実務
 - ② 監査実務(職業倫理を含む。)
 - ③ 経営・財務実務(財務分析を含む。)
 - ④ 企業法規実務
 - ⑤ 税法実務
17. 公認会計士試験は、5科目一括合格制とする(各科目、絶対点評価を基本とする。)

(公認会計士登録)

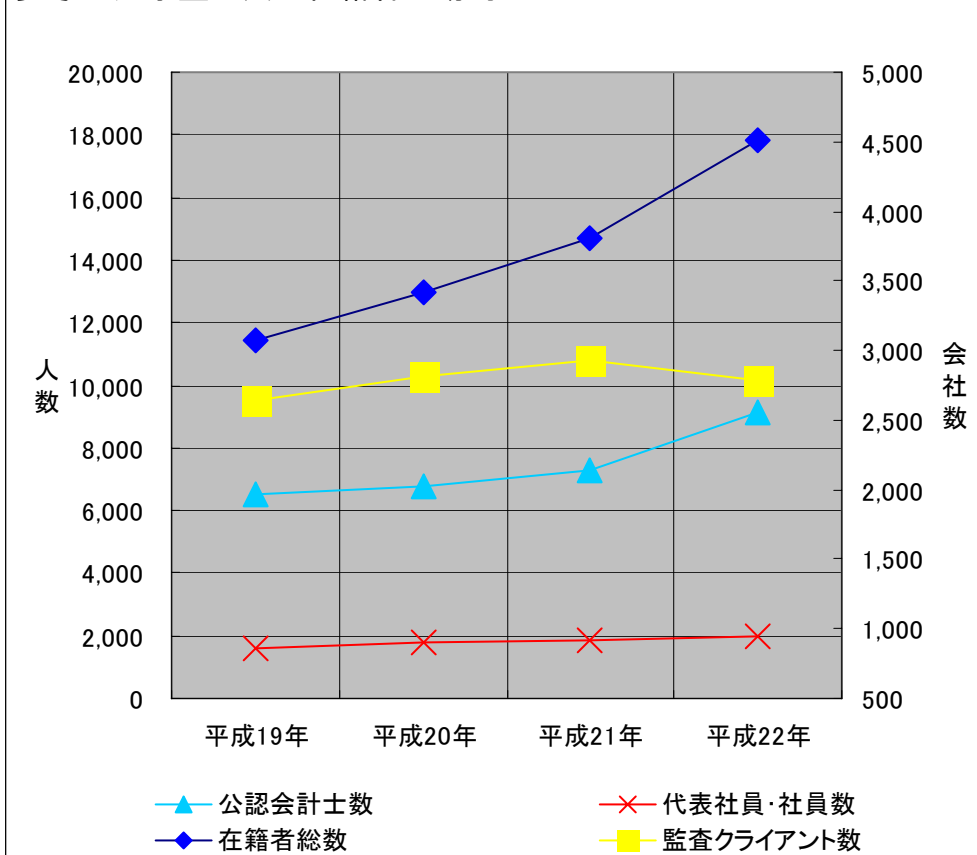
18. 公認会計士試験に合格し、学士の学位(又は文部科学省が学士の学位と同等と認めるもの)を修得していることを公認会計士登録の要件とする。

以 上

参考1：公認会計士試験制度の概要



参考2：大手監査法人在籍者の動向



1. 試験合格者の増加を背景に、大手監査法人の在籍者数(◆)は急増している。
2. 在籍者のうちの公認会計士の数(▲)も増加してきている。
3. 一方で、公認会計士のうちの代表社員、社員の数(×)は横ばいである。
4. 大手監査法人の監査クライアント数(■)は増加していない。